

辺境における産業遺産の文化的価値の構築プロセス ——サハリン州に残る日本統治下の製紙工場群を事例に——

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院／日本学術振興会 平井健文

1 目的

文化遺産は固有のモノではなく、「社会的、文化的価値の創出と維持に関する社会的プロセス」(Smith 2006: 42)として捉えられる。本報告で、まだ萌芽的な動きでありながらも、辺境に位置する産業遺産の保全活用の動向について考察する理由は、複雑な歴史的条件下で複数の国民国家がせめぎ合いながら遺産としての価値が構築される過程は、この「社会的プロセス」を先鋭的に示す事例として考えられるからである。具体的には、ロシア連邦サハリン州南部(かつての「樺太」)に残る製紙工場群の跡(以下、工場群)を取り上げる。国家的辺境に位置するサハリンにおいて、その地理的、歴史的条件下で、産業遺産の文化的価値はどのように構築されようとしているのかを明らかにすることが本研究の目的である。

2 方法

工場群の現地踏査の他、その保全活用をめぐる顕在的／潜在的な行為者に対するインタビュー調査および質問紙調査を実施した。対象は、前者として在ユジノサハリンスク日本総領事館やサハリン州文化省の担当者など、また後者としてサハリンから日本への永住帰国者(報告時に詳述するが、2000年代以降に帰国した人々であり、「引揚者」とは異なる)である。さらに、2015年10月に開催された、日露共催の第8回「樺太時代の史跡保存に関するシンポジウム」と関連調査には、日本側の専門家の1人として参画して参与観察の機会を得た。

3 結果

調査の結果、以下の3点が明らかになった。第1に、日本側の行為者(総領事館や研究者ら)は70年以上前の「日本」の記憶を、工場群を「記憶の場」(P. ノラ)とすることで現代において思い返そうとする。一方でロシア側の行為者は、工場群を経済活動の器としての「空間」(堀川 2001: 175)として認識するため、工業群になんらかの価値を見出そうとする姿勢はない。第2に、こうした状況下においてロシア側の産業遺産保全に対する理解は広まらず、かつての所有者であった王子製紙も所有権の喪失から70年以上が経つため、工場群の保全活用に参画する姿勢はない。つまり行為者が非常に限定されている状況にある。第3にしかし、潜在的な行為者としての永住帰国者たちは、労働の場、あるいは都市の形成と発展の核として工場群を捉えるなど、日本やロシアという国家的な枠組みには収斂されない重層的なまなざしを工場群に向けている。

4 結論

第1に、辺境における産業遺産の文化的価値は、非「脱工業化社会」としての社会的条件と、自らのナショナリティの再構築を進める国家の思惑の下で、国家による「権威づけられた文化遺産言説」(Smith 2006)として立ち現れてくる。第2に、こうした言説の構築は、現在はその土地や建造物を所有する権利を持たずとも、歴史的になんらかの関わりがあった主体が自らの関与を求める戦術であると捉えられる。第3に、その地が辺境であるからこそ、重層的な生活空間を生きてきた人々は、国家的言説に収斂されない独自の価値を産業遺産に構築しうる。

文献

堀川三郎, 2001, 「景観とナショナル・トラスト——景観は所有できるか」鳥越皓之編『自然環境と環境文化 講座 環境社会学第3巻』有斐閣, 159-89.

Smith, L., 2006, *Use of Heritage*, London: Routledge.